

こうえきざいだんほうじん し こくさいこうりゅうきょうかい せいどようこう  
公益財団法人いわき市国際交流協会ボランティア制度要綱

しゅし  
(趣旨)

だい じょう ようこう こうえきざいだんほうじん し こくさいこうりゅうきょうかい い か きょうかい  
第1条 この要綱は、公益財団法人いわき市国際交流協会（以下「協会」とい  
う。）のボランティア（以下「協会ボランティア」という。）として登録した者  
が、国際交流及び多文化共生に係る事業に参画し、市民の国際交流を深めると  
ともに、本市に在住する外国人及び本市を訪れる外国人に対する各種サービス又は  
事業の実施を通して、国際的な相互理解及び友好親善の促進並びに多文化共生  
社会の実現に資するため、公益財団法人いわき市国際交流協会ボランティア制度  
かん ひつよう じこう さだ  
に関し必要な事項を定めるものとする。

かつどうないよう  
(活動内容)

だい じょう きょうかい かつどうじこう つぎ かくごう かか かつどう くぶん おう  
第2条 協会ボランティアの活動事項は、次の各号に掲げる活動の区分に応じ、  
とうがいかくごう さだ  
当該各号に定めるところによる。

- (1) ホームステイ 外国人を家庭に招待し、寝食をともにする中で、日本の  
ぶんか かにせいかつとう りかい ふか こくさいてき そうごりかい そくしん はか  
文化、家庭生活等の理解を深めるとともに、国際的な相互理解の促進を図る  
きかい ていきよう  
機会を提供する。
- (2) ホームビジット 外国人を家庭に招待し、普段の生活に触れる機会を通じ  
にほん ぶんか かにせいかつとう りかい ふか こくさいてき そうごりかい そくしん  
て日本の文化、家庭生活等の理解を深めるとともに、国際的な相互理解の促進  
はか きかい ていきよう  
を図る機会を提供する。
- (3) 語学支援ボランティア 翻訳又は通訳を行う。
- (4) 交流支援ボランティア 協会ボランティア自身の知識、技能等を生かして  
にほんぶんか がいこくぶんか しょうかいとう おこな  
日本文化や外国文化の紹介等を行う。
- (5) 日本語支援ボランティア 外国人等の日本語学習の支援を行う。

きょうかい ようけん  
(協会ボランティアの要件)

だい じょう きょうかい きょうかい さんじょかいいん こくさいこうりゅうおよ たぶん かきょうせい  
第3条 協会ボランティアは、協会の賛助会員のうち国際交流及び多文化共生の  
すいしん りかい ねつい さいいじょう もの つぎ かつどうないよう ようけん み  
推進に理解と熱意がある18歳以上の者であって、次の活動内容ごとの要件を満たす  
ものとする。

- (1) ホームステイ及びホームビジット 家族全員が活動に理解があり、外国人等  
あたた うけい  
を温かく受入れることができること
- (2) 語学支援ボランティア 高い語学力を有し、研修会等に積極的に参加でき  
る  
ること

(3) 交流支援ボランティア 日本文化や外国文化の紹介等による交流活動及び国際理解講座に参加できること

(4) 日本語支援ボランティア 日本語を学びたい外国人等への継続的な日本語学習支援に参加できること

(登録)

第4条 協会ボランティアとして活動しようとする者（以下「登録申込者」という。）は、あらかじめいわき市国際交流協会ボランティア登録申込書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）により、協会へ申し込むものとする。

2 協会は、前項の規定により登録申込書の提出を受けた場合において、登録申込者が前条に規定する協会ボランティアの要件を満たしているとき認めるときは、登録申込者を協会ボランティアとして登録するものとする。

3 協会ボランティアとして登録された者（以下「登録ボランティア」という。）の登録期間は、登録が完了した日から翌年度の3月末日までとする。

(登録の更新及び取消し)

第5条 協会は、登録ボランティアの登録期間が満了するときは、文書等により登録の更新について確認するものとする。

2 協会は、登録ボランティアが登録の辞退を申し出たときは、当該登録を取り消すものとする。

3 協会は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかの要件に該当する場合は、登録ボランティアの登録を職権で取り消すことができる。

(1) 長期間連絡が取れないなど、今後の活動が明らかに見込めないとき

(2) 登録ボランティアとしてふさわしくない行為があったとき

(協力申込みの要件)

第6条 協会ボランティアの協力を受けようとする事業（次項において「対象となる事業」という。）の主催者（以下「協力申込者」という。）は、次に掲げる者とする。ただし、日本語支援ボランティアへの協力申込者は、協会の賛助会員であることを前提とする。

(1) 市内の行政機関

(2) 学校、幼稚園、保育園等

(3) 非営利目的団体等

(4) 本市に在住する外国人及び本市を訪れる外国人

(5) その他協会が特に必要と認める者

2 対象となる事業は、前項に定める協力申込者が行う事業等のうち、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 多文化共生意識の醸成に寄与するもの
- (2) 特定の思想、信条等を有する団体等の活動ではないもの
- (3) 特定の政治的又は宗教的な目的を有しないもの
- (4) 法令等に違反しないもの
- (5) 医療、法律など高い専門性を必要としないもの
- (6) 協会が特に必要と認めるもの  
(協力の申込み等)

第7条 協力申込者は、いわき市国際交流協会ボランティア協力申込書(様式第2号)により、当該事業の実施日の20平日前までに協会へ申し込むものとする。

2 協会は、前項の規定による申し込みを受け付けたときは、その内容を審査するとともに協力の可否を決定し、その結果を文書等により当該協力申込者に通知するものとする。

3 協会は、前項の規定により協力することが決定したときは、登録ボランティアへ参加希望の調査を行い、当該事業に従事する登録ボランティアを決定したうえで、その結果を文書等により当該協力申込者に通知するものとする。

4 協会及び協力申込者は、登録ボランティアの活動に伴う傷害等に備え、必要に応じ、ボランティア保険、傷害保険等に加入するものとする。  
(費用負担)

第8条 協力申込者は、登録ボランティアへ謝礼及び協会へ事務手数料として、別表に定める額以上を支払うものとする。  
(免責等)

第9条 協会は、本要綱に規定する活動に伴い生じた協力申込者の損害について、その賠償の責を負わない。

2 登録ボランティアは、本要綱に規定する活動に伴い生じた協力申込者の損害について、その賠償の責を負わない。

3 協力申込者は、登録ボランティアの活動中に発生した事故等について、誠意をもって解決に当たらなければならない。  
(守秘義務)

第10条 登録ボランティアは、その活動中に知り得た個人情報等の秘密を漏らして

はならない。また、その登録が取り消された後又は登録期間が満了した後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

活動区分	単位等	謝 礼	事務手数料(税抜)
1 ホームステイ	1 泊	3,000円	3,000円
2 ホームビジット	1 回	0円	3,000円
3 語学支援			
(1) 通訳	4 時間以内	6,000円	3,000円
	8 時間以内	10,000円	3,000円
(2) 翻訳	500文字以内	3,000円	3,000円
4 交流支援	1 回	3,000円	3,000円
5 日本語支援	1 年 (1年目)	5,000円	1,000円
	1 年 (2年目以降)	5,000円	2,000円

備考

- 1 全ての謝礼は、それぞれの単位での一人あたりの単価とする。
- 2 通訳の時間は拘束時間で判断し、その謝礼は交通費等の活動経費を含む。
- 3 翻訳の謝礼は、日本語原文又は訳文500文字 (概ねA4一枚) あたりの額とする。
- 4 交流支援は、1回あたり概ね2時間以内とし、活動に要する教材費の負担が別途必要となることがある。
- 5 日本語支援の謝礼は、主に交通費等の活動経費として負担するものとする。